

農業経営者の皆さまへ
平成31年1月から全ての農産物を対象に収入減少を補てんする



「収入保険」が始まります

収入保険制度とは

「収入保険」は、農業されている方の経営努力では避けられない、自然災害や農産物の価格の低下などで、売上が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険です。基本的に、農産物ならどのような品目でも対象となりますが、加入には青色申告の実績が1年以上必要となります。

詳しくは下記、農林水産省ホームページをご確認ください。

【収入保険制度の導入及び農業共済制度の見直しについて】

http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syu_kyosai.html



収入保険制度説明会

市内にお住まいの方を対象に、収入保険についての制度説明会を開催します。お気軽にお申込みください。

開催日時 平成30年10月30日(火)
15:00～(1時間程度)

開催場所 市役所2階 中会議室

申込方法 下記まで電話でお申込みください

申込み先 下田市産業振興課 ☎23914

収入保険の対象になり得るケース(一例)

- ・自然災害や鳥獣害などで収量が下がった
- ・市場価格が下落した
- ・災害で作付不能になった
- ・けがや病気で収穫ができない
- ・倉庫が浸水して売り物にならなくなった
- ・取引先が倒産してしまった
- ・盗難や運搬中の事故にあった
- ・輸出したが為替変動で損失を受けた、など

※収入保険制度の詳細については静岡県東部農業共済組合にお問い合わせください。
静岡県伊豆の国市原本 857-2 静岡県東部農業共済組合 ☎055-949-1063



家電は正しくリサイクル

テレビやエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などは、家電リサイクル法の対象であり、粗大ごみとして捨てることはできません。次の方法に従い、適切な処理をお願いいたします。

不要家電の処理方法

①処分だけをしたい場合

①過去に購入した販売店に引き取ってもらう
・家電リサイクル料金+送料が必要となります。

②指定引取所に持ち込む
・事前に家電リサイクル券の購入が必要です。指定引取所の場所と、営業時間等は家電リサイクル券センターのホームページで確認してください。

③一般廃棄物収集運搬業者に依頼する
・家電リサイクル券は郵便局で購入できます。

④清掃センターに持ち込む
・処分をしたい家電の販売店が不明だったり、既に廃棄していたりするといった場合は、清掃センターに持ち込むことができます。
・事前に郵便局で家電リサイクル券の購入と、清掃センターへの持込の際に送料が必要となります。詳しくはお問い合わせください。
※土曜、日曜、祝日は受付できません。

①新しく買い換える

①新しく買い換える販売店に引き取ってもらう
・家電リサイクル料金+送料が必要となります。
・通信販売、中古品販売店も同様です。なお、販売店には引取義務があり、引取を拒否することはできません(ただし、家電リサイクル料金を支払わない場合など、販売店に正当な理由がある場合は除きます)。

②新しく買い換える
・家電リサイクル料金+送料が必要となります。
・各事業者の連絡先は、収集日程表または市ホームページでご確認ください。



「無許可」の回収業者は利用しないでください!

家庭から廃棄物を回収するには、「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。無許可業者によって回収された家電が不法投棄、不適正処理された事例や、高額な処理料金を請求された事例も報告されています。

問合せ先

環境対策課清掃センター
☎26686

農地は農業にとってかけがえない財産です。しかし、市内各地で農地が耕作放棄されており、農地が減少しているほか、ゴミが不法投棄されるなど、農村部の生活環境への影響が懸念されています。

耕作放棄された農地は、地権者が自ら再生して利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。そして、地域の知恵と力で耕作放棄地の発生防止に努めてください。なお、市では耕作放棄地の把握と再生利用について、下記の取組を行っています。詳細は産業振興課にお問い合わせください。



○毎年調査を行っています
市農業委員会では、9月より現地を巡回し、耕作放棄地の調査を行っていますのでご協力をお願いします。

○利用意向調査を行います
調査により、遊休農地と見込まれる農地について、農地法32条に基づく利用意向調査を行います。農地について貸したい・売りたいなど、自由に記入していただけますので、ご協力をお願いします。

○大型機械の貸出しを行います

市内に住所を有する個人又は、市内に活動拠点を置く団体を対象に、左記の大型機械の貸出しを行っています。

- ・歩行型草刈機
- ・乗用型草刈機
- ・樹木粉碎機

ストップ! 耕作放棄地



問合せ先
産業振興課産業振興係
☎23914

市による内容審査があります。使用を希望する7日前までにお申込みください。利用日数や条件など、詳細はお問い合わせください。

動物愛護ボランティア意見交換会



県では、「人と動物が共生する社会」の実現を目指し、様々な施策を実施しています。その施策の一つである地域活動の充実等について、県民の皆さまに広く知っていただくとともに、既にボランティア活動を行っている方同士の意見交換や、ボランティア活動に興味のある方のボランティア紹介を目的に、意見交換会を開催します。

日時 10月31日(水) 13時30分～
場所 熱海総合庁舎 2階第3・4会議室

内容
静岡県動物愛護管理推進計画の進捗状況について
○地域活動の充実について
○意見交換等

県では、「人と動物が共生する社会」の実現を目指し、様々な施策を実施しています。その施策の一つである地域活動の充実等について、県民の皆さまに広く知っていただくとともに、既にボランティア活動を行っている方同士の意見交換や、ボランティア活動に興味のある方のボランティア紹介を目的に、意見交換会を開催します。

県では、「人と動物が共生する社会」の実現を目指し、様々な施策を実施しています。その施策の一つである地域活動の充実等について、県民の皆さまに広く知っていただくとともに、既にボランティア活動を行っている方同士の意見交換や、ボランティア活動に興味のある方のボランティア紹介を目的に、意見交換会を開催します。

参加することのできない方も安心してご参加ください。詳細は左記までお問い合わせください。

問合せ先
賀茂保健所衛生業務課
☎242054

問合せ先
静岡県健康福祉部衛生課
☎054-221-2347